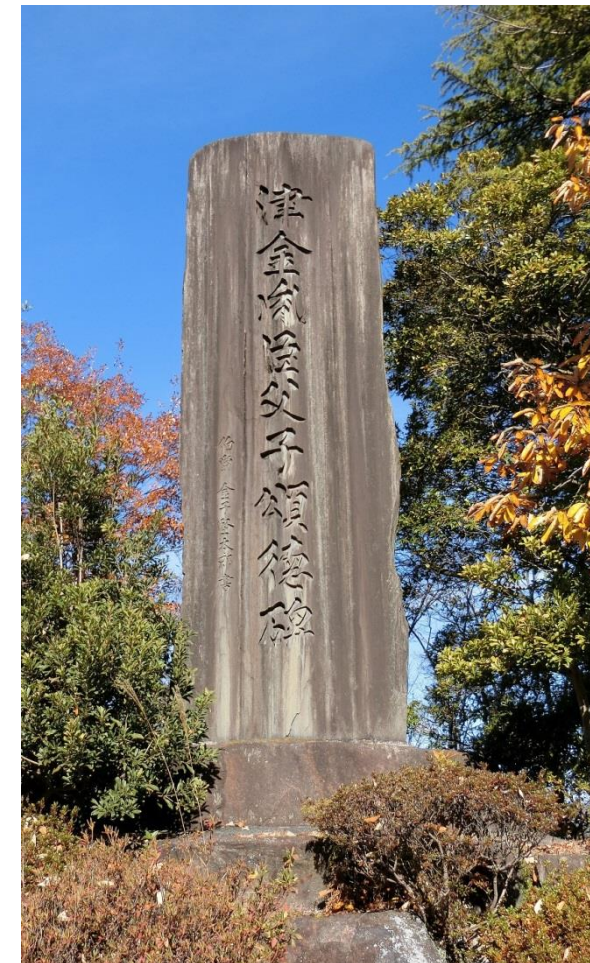


磁祖加藤民吉生誕250年プレ事業  
磁祖・加藤民吉フォーラム

令和4年3月6日

# 津金文左衛門と 染付焼開発の発端



谷口雅夫（元瀬戸市文化振興財団常務理事）

## 津金文左衛門の功績

- 文左衛門が民吉父子に南京焼製法を伝授

享和元年(1801)3月に熱田前新田が築かれたのをうけ、民吉は父吉左衛門とともに百姓を希望し入植した。開墾に従事していたところ、不調法な姿が熱田奉行津金文左衛門の目に留まった。文左衛門は窯職に精を出すならば、南京焼の製法を伝授すると民吉父子に伝えた。

民吉父子は大いに喜び、あれこれ指図を受けながら染付焼の開発に取り組んだ。同年9月には小品ではあるものの、南京焼と紛らわしいほどの染付焼を焼くことに成功した、とされる。

- 新田開発を積極的に進める(熱田前新田・飛島新田)

## 津金文左衛門とまわりの人物

- 文左衛門胤臣(たねおみ)
  - 享保12年(1727)、平田町に生まれる。
  - 寛保2年(1742)、16歳、父が早く他界し、跡を継ぐ。
  - 同3年(1743)、17歳、藩主宗睦の世子治休の小姓となる。
  - 明和元年(1764)、37歳、勘定奉行、同8年(1771)まで勘定奉行元方役につく。
  - 寛政3年(1791)、64歳、熱田奉行に転じ、船奉行を兼ねた。
  - 享和元年(1801)12月20日、75歳、病死。
- 弟 新兵衛
  - 三枝勝之助事 新兵衛は文左衛門の弟として養子縁組。
- 子 庄七胤貞(たねさだ)
  - 文左衛門に男子なく、弟新兵衛の惣領庄七が養子となる。

# 瀬戸陶業と藤四郎の筋目、由緒

- 明和期(1764-72)頃になると、殖産興業として陶器を増産
- 宝暦12年(1762)、瀬戸村本郷の古窯再興願い
- 天明4年(1784)、窯仲間の取り決めに代わり、藩が窯屋を統制することに。  
⇒ これまでと違うのは、陶祖藤四郎の筋目の論理が排除される。
- 翌年、「藤四郎系図」及び「志野焼・織部焼の根元」を藩茶道方に録上
- 寛政3年(1791)、「信長の朱印状」の持ち回り申し出
- 寛政5・6年(1793・4)、他領の新窯差し留め願い ⇒ 同8年(1796)、取り下げ



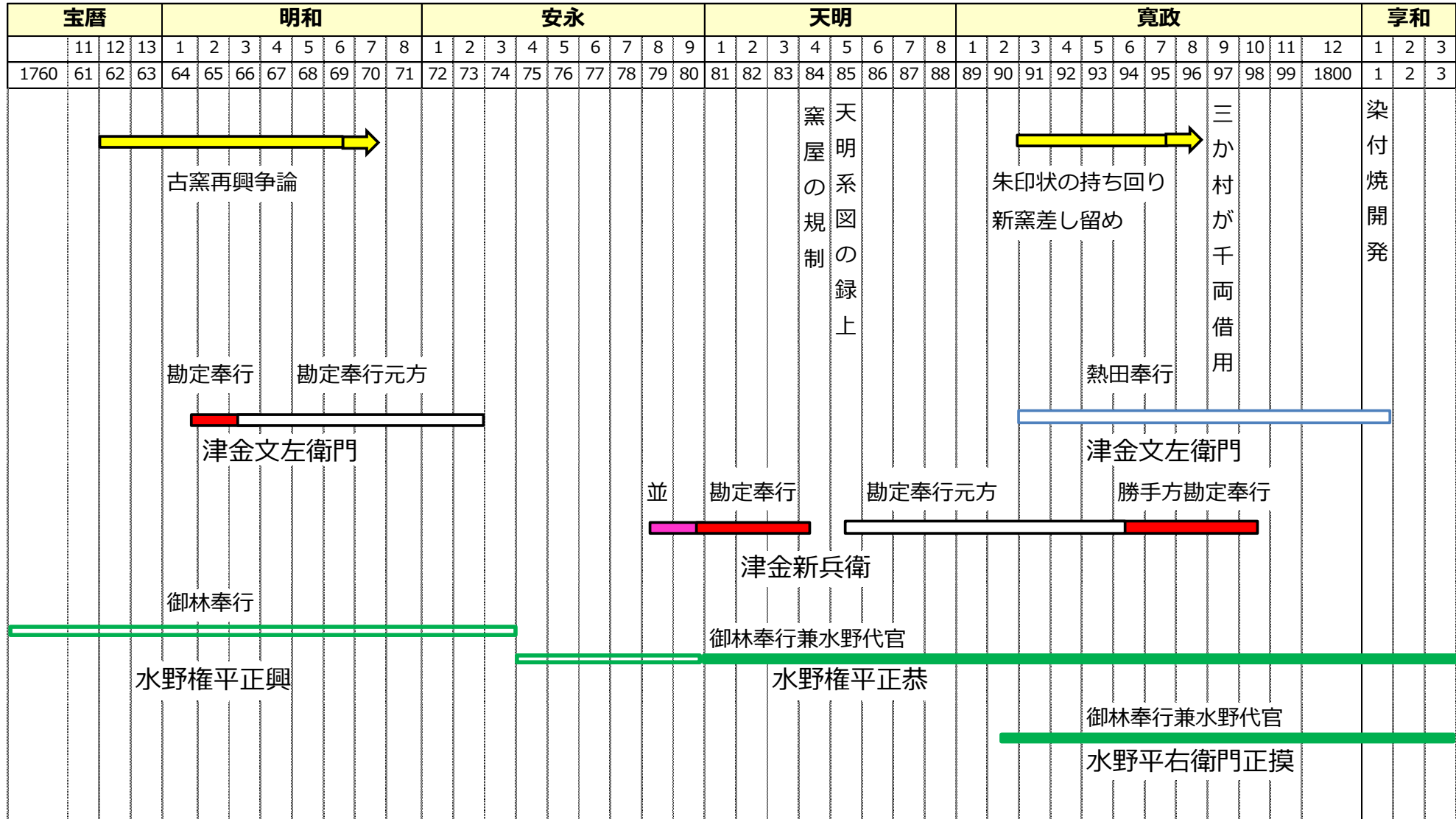
「藤四郎の筋目」、「諸役免許」の窯屋たちは、由緒系図の限界を知る。

日本のやきもの市場が大きく変化し、小型碗類が売り捌けない。



藩は、陶器生産を牽引してきた窯屋たちに気配りしてきたが、これを契機に陶器生産だけにこだわることなく、新たな染付焼開発にシフトする。

# 文左衛門・新兵衛の勘定方と瀬戸陶業



# 染付焼誕生直前の瀬戸陶業

- 18世紀後半の瀬戸陶業

喫茶用の小型碗は、この頃まで陶器が中心を担っており、江戸の大名藩邸などでは、京焼の意匠を模倣した瀬戸・美濃産の陶器碗が多く用いられ、18世紀代では主体を占めていた。ところが、18世紀後半になると、京焼と同巧製品を量産する信楽陶器が多量に流通し始め、さらに18世紀後半代の小丸碗・筒形碗の登場により、それまで小型碗類においては客体的であった肥前系磁器も急速にシェアを握り始めていたとされる。



灰釉長の（古瀬戸小西窯）



染付丸碗（経塚山西窯）



小杉湯呑（古瀬戸小西窯）



染付皿（経塚山西窯）

- とくに寛政年間（1789-1800）の瀬戸陶業

寛政7年（1795）、瀬戸村の吉右衛門（民吉の兄）は「中絶」の記録がある。

寛政8年（1796）、赤津村の窯数12通、うち4通崩れ窯中絶。焼株31人、うち中絶・休み11人。

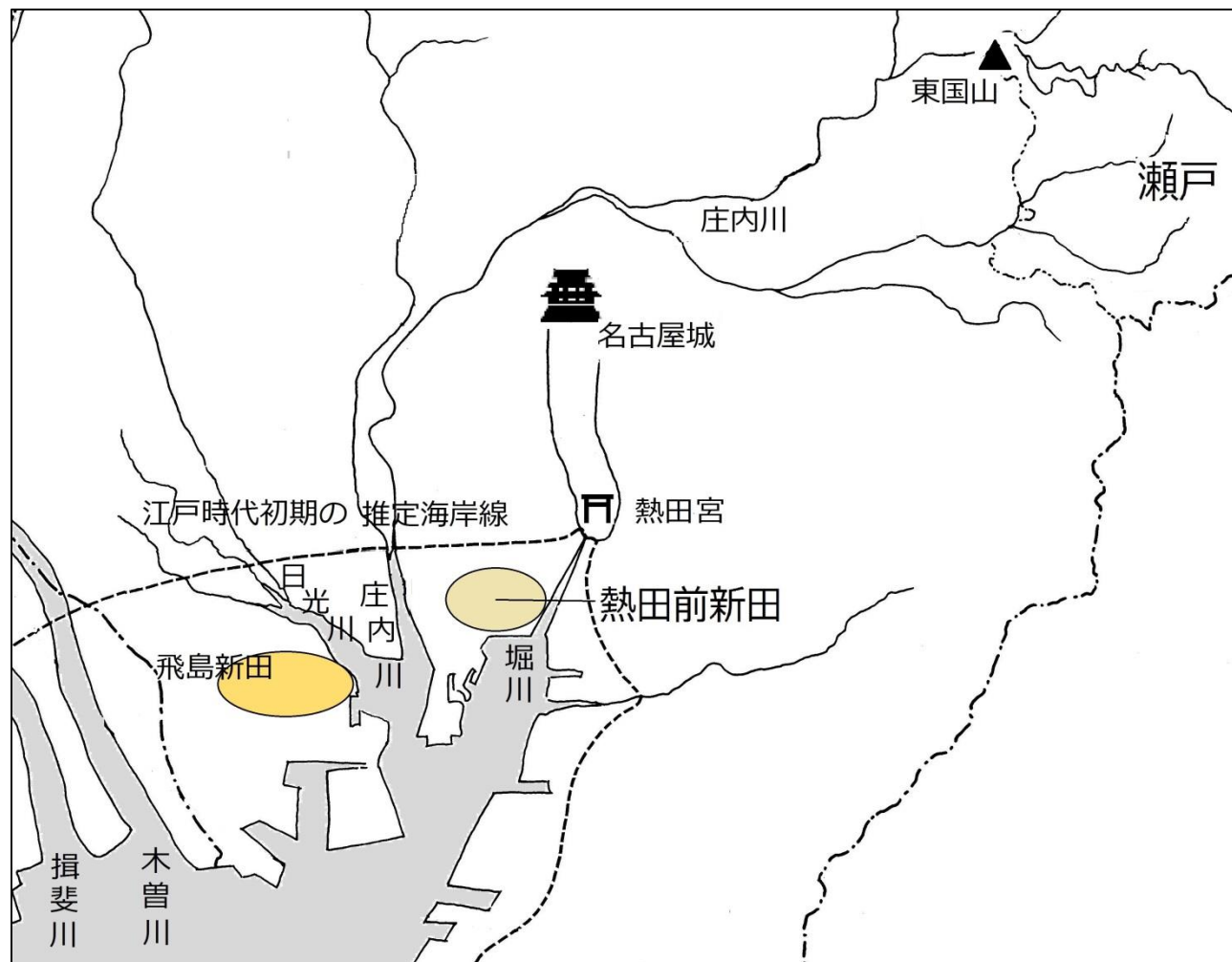
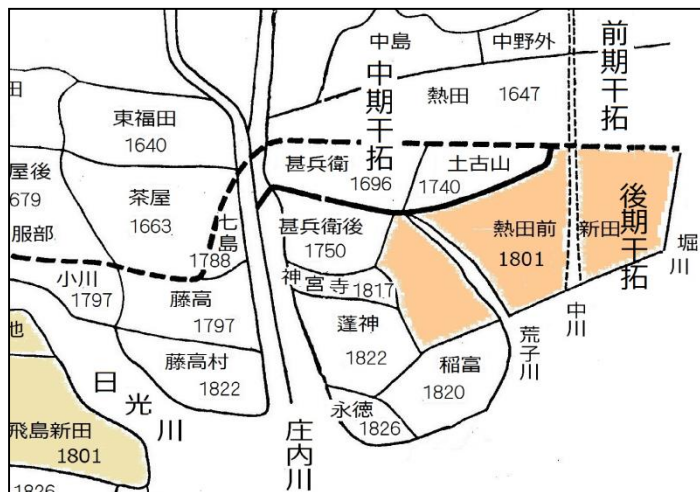
寛政9年（1797）9月、瀬戸3か村窯屋は荷物が捌けず水野代官から1,000両を拝借。

# 文左衛門と熱田前新田

## 熱田前新田

藩が直接出資する工事ではなく、名古屋の勝手方御用達から経費として1万両を調達して行われた。

寛政12年(1800)7月に着工し、翌享和元年(1801)1月に竣工した田畑349町の大新田。



## 染付焼誕生を記した書物

染付焼が誕生したいきさつを記した書物が残される。

一つは津金庄七胤貞の「尾張新製染付焼開発之事」であり、もう一つは加藤唐左衛門の「染付焼物御発端ノ事」である。

これらには開発にいたる経緯を、それぞれの立場から後世に伝えようとする意図が見て取れる。したがって、内容に異なる部分がある。



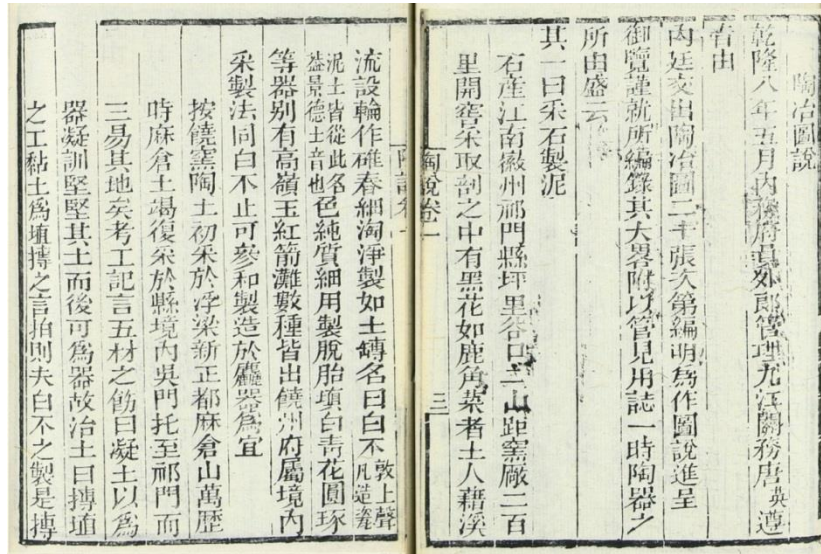
## 染付焼が誕生したいきさつ

- 吉左衛門・民吉は熱田前新田の百姓に  
「開発之事」には、享和元年(1801)3月に藩からの御触があり、吉左衛門は民吉を連れて引越した。「発端ノ事」には、瀬戸村より大勢引越したとあり、その理由を二男以下の者の渡世の訳と、焼物が捌けず難渋しているためとしている。
- 熱田奉行津金文左衛門と吉左衛門らの出会い  
開墾に従事していたところ、不調法な姿が熱田奉行津金文左衛門の目に留まった。屋敷へ呼びその訳を尋ねると、吉左衛門は家督は実子・養子区別なく1人限りの縛りがあるためと答えた。文左衛門は本分の窯職に精を出すならば、南京焼の製法を伝授すると吉左衛門らに伝えた。

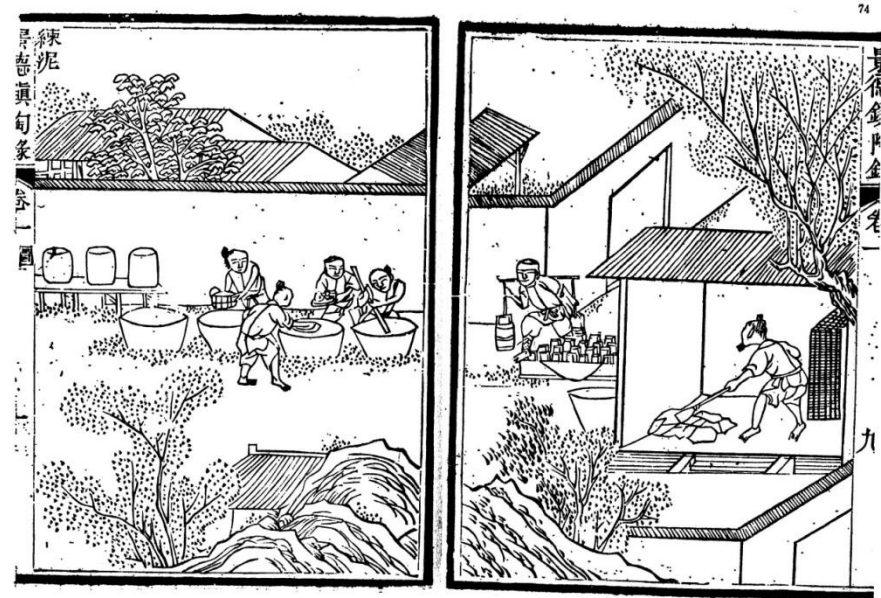
# 文左衛門が南京焼製法を伝授

- 『陶説』によって製造法を心得たとされるが？

寛政6年(1794)刊行の『龍威秘書』により日本にはじめて伝えられた。京都の青木木米は、『龍威秘書』に掲載される『陶説』を兼葭堂のおかげで、寛政8年(1796)に触れる機会を得たが、当時、日本にはわずかしか伝わっていなかったとされる。



『龍威秘書』の『陶説』



『景德鎮陶録』

陶成の図 練泥(土練り)

## 民吉父子は瀬戸村で試し焼き

- 瀬戸村へ通わせて、試し焼きをさせた

文左衛門は、吉左衛門・民吉父子を瀬戸村へ通わせ、折々試し焼きいたさせ、悪しき箇所は幾度となく詳しく教え、たびたび焼かせた。そのうち盃ほどの品が五つ六つ焼き上がり、南京焼とそっくりの品が出来上った。

- 忠治が元窯(窯主)

吉左衛門家、庄屋唐左衛門家も忠治窯の組合に属していた。この連房式登窯で試し焼きをしたか。



瀬戸村お亭山の風景  
『張州雑誌』 第12巻

## 津金文左衛門の目論見 (1)

- 「新製焼」ということばの意味

「新窯を築き立て、これを新製焼と唱え」とある。

当時、家督は実子・養子区別なく1人限りとする尾張藩の縛りがあった。そこで文左衛門は、染付焼は陶器とは異なり新たな焼物であって別物であるとし、この縛りの対象外という論理展開で藩の縛りを変えることなく、新製焼を二男以下の職業とした。家業を継いだ窯屋は引き続き御国産の陶器、二男以下は新たな磁器である新製焼を目論んだと考えられる。

- 尾張藩の縛りとは

天明4年(1784)、窯仲間の規制に代わり、藩から窯株売買の禁止や家督は実子・養子区別なく1人限りといった通達がなされた。これは窯屋間の統制であった。これとは別に慶長15年(1610)以降、窯屋は「諸役免許」の身分となり、窯役銀に類する税は免除されたが、これに代わる「御用」があった。家業の相続は、この「諸役免許」と「御用」=後には御国産の陶器を焼くことにあった。

## 津金文左衛門の目論見 (2)

- 熱田新田古堤における操業の本気度

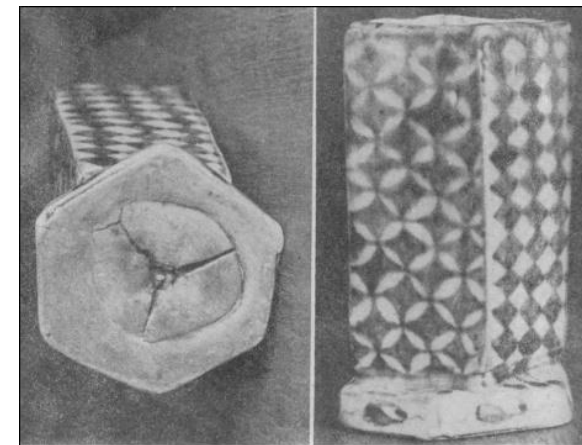
文左衛門は吉左衛門・民吉父子が瀬戸村へ通うには遠いとして、熱田新田の古堤に築窯する。引き続き焼かせ、盃・小皿並びに箸立など焼き立てた。



文左衛門は熱田奉行であり、船奉行も兼ねていた。

18世紀半ば頃より、各藩で特産品が生産されるようになるとこれらの物流の中心は船が担い、江戸や大坂などの消費地への大量移出を可能とした。

文左衛門ら藩にとっての熱田前新田は、重たくて壊れやすい陶磁器の搬送が一気に解決し、船積みや薪・窯築き土の取り寄せにも格好の場所であったと考えられる。



試し焼きの箸立  
『瀬戸市史陶磁史篇三』

# 瀬戸村庄屋唐左衛門の抵抗

- 唐左衛門は古堤での操業を阻止

庄屋唐左衛門は、熱田新田古堤で新製染付焼が操業されれば、瀬戸村ばかりでなく、赤津村・下品野村の存続が危ぶまれるとして藩庁に中止を働きかけ、瀬戸村での染付焼を行うことに成功する。二男以下の新たな職業を可能とした。瀬戸村は窯屋の人数が多く、本業焼ばかりなので、渡世が難しい。かつ、茶碗屋と差し入り組み、いろいろと品物が捌けず困窮し難渋している。

- 文左衛門の対応

熱田新田古堤での操業は、すでに勘定方へも願はずみであり、これまでの手順とも相違するので困った訳だが、瀬戸村が立ち行きがたいとあっては気の毒なことなので、せっかく熱田新田に築き建てたけれども、やむを得ないことなので、瀬戸村へ移すよう手前より勘定方へ願い出ることにして、と伝える。

# 染付焼の新規操業の許可

- 染付焼の新規操業を許可

享和元年(1801)11月、染付焼は二男以下の職業として認められる。この年、文左衛門より直伝の吉左衛門、庄屋の唐左衛門のほか、**転職の者**として忠治、卯兵衛、勘六、治兵衛などの16人が染付焼の新規株を認められている。かれらは既存の窯屋たちの転職であり、忠治、卯兵衛、治兵衛は元窯(窯主)であった。

- 庄屋唐左衛門の思惑

二男の職分として勘考してくださったが、瀬戸・赤津・下品野の三か村の窯屋は、城下の茶碗屋と焼物の捌き方で、利潤をめぐり争論となり藩にご苦勞をかけた。争論で困窮となり、かつ焼き物も捌けないので、**現在の人数を引き分けて**染付焼に**転職**できるようにいたさせ、それより度々と取立(許可)になられたけれども、**唐左衛門に都合の良い筋**のお願いなどにより取立がはじまった。

# 文左衛門の意志を継いだ庄七

当時、50歳頃には隠居するのが通例であったが文左衛門は75歳まで執務した。亡くなる寸前まで染付焼開発の陣頭指揮に当った。

- 庄七は赤津村窯屋にも伝授  
文化元年(1804)、染付焼に転職が許可された窯屋8名は、庄七に染付焼製法の指導をお願いし、試し焼きをしている。
- 民吉の九州出立と庄七  
ぜひ民吉を九州に遣わしたいと考え、瀬戸村の窯職の者へ相談かけ同意を取り付けている。
- 庄七に藩から功分金  
庄七と唐左衛門二人に、功分金として年々100両づつが下された。